事業主の皆様へ

平成 30 年４月から令和３年１月までの間に開始した業種番号 31**「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事**に係る保険料額については変更が生じる可能性があります

お手数ですが、該当の元請工事を施工されている場合は管轄の都道府県労働局までご連絡ください

平成 30 年４月以降の業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保険率に誤りがあり、令和３年２月に修正をいたしました。これにより、平成 30 年４月以降の労務費率及び労災保険率は以下の表のとおりとなります。

工事開始時期	平成 30 年４月１日～令和３年１月 31 日		令和３年２月１日～令和３年３月 31 日	令和３年４月１日～
	Ⅰ	Ⅱ		
労務費率	18%	19%	18%	19%
労災保険率	1000 分の 64	1000 分の 62	1000 分の 64	1000 分の 62

平成 30 年４月１日から令和３年１月 31 日までの間に開始した工事については、原則として、労務費率を用いて保険料を算定している場合はⅠ、労務費率を用いず賃金で保険料を算定している場合はⅡ（労災保険率のみ適用）により保険料等を算定します。ただし、労務費率を用いて保険料を算定している一括有期事業でメリット制が適用される場合は、Ⅰ・Ⅱそれぞれによる保険料額に基づき算定されるメリット増減率も考慮されます。

このため、既に申告いただいている平成 30 年度分以降の確定保険料の算定対象に、平成 30 年４月１日から令和３年１月 31 日までの間に開始した業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の工事がある場合は、保険料額等が変更になる可能性があります。

＜注意事項＞

◆　一括有期事業については、業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、かつ、労務費率を用いて保険料を算定している場合のみが該当します。それ以外の場合は保険料額等に変更はありません。

◆　すでに厚生労働省から連絡済みの事業につきましてはご連絡いただく必要はございません。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

～ 業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を実施した場合 ～

一括有期事業総括表の記載方法について

令和４ 年度年度更新用の一括有期事業総括表においては、業種番号 31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の事業開始時期「平成 30 年４月１日以降のもの」に係る「労務費率」及び「基準料率」の欄が空欄となっております。

こちらについては、

◆賃金で算定した工事については、「労務費率」欄は空欄、「基準料率」欄は「62」

◆労務費率で算定した工事については、「労務費率」欄は「18」、「基準料率」欄は「64」

として、それぞれを別々にご記入ください。

労働保険等

年度一括有期事業総括表（建設の事業）

事業主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

一括有期事業報告書　　枚添付

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率 基準料率	保険料率 メリット料率	保険料額
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの	円	18	千円	1000分の 89	1000分の	円
		平成30年3月31日以前のもの		19		79		
		平成30年4月1日以降のもの						
		平成27年3月31日以前のもの				16		

拡大

事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率 基準料率	保険料率 メリット料率	保険料額
平成30年4月1日以降のもの	(6,000,000) 22,000,000	18	(720) 3,960	62 64		

賃金で算定した分はカッコ書きで上段に、労務費率で算定した分は下段に記入してください。

メリット制が適用されている場合は、令和３年度の労災保険率決定通知書及び令和４年度労働保険年度更新申告書の書き方Ｐ44 の「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を参照し、該当のメリット料率をそれぞれ記入のうえ保険料額を計算してください（※下記参照）

※　平成 30 年度以降の確定保険料額が変更になる場合、メリットの再計算により、労災保険率決定通知書でお知らせしているメリット増減率に変更が生じる場合があります。該当の事業がある場合は、確認が必要になりますので、なるべくお早めに管轄の都道府県労働局へご連絡をお願いいたします。

＜本件に関するご連絡先＞

都道府県労働局労働保険適用徴収主務課室（適用・事務組合担当）

までお願いします。